

上越地域消防事務組合建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越地域消防事務組合入札参加資格審査要綱（平成29年12月7日実施）

第2条において準用する上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき競争入札に参加する人及び団体の資格審査及び指名競争入札における指名業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 規程第3条又は第15条の規定により建設工事入札参加資格審査申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）の提出があったときは、規程第5条に定めるもののほか、次に定めるところにより審査するものとする。

- (1) 適格性 申請者が規程第2条、第14条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するか否かの審査を行い、資格のない人及び団体に係る申請書類は受理しない。
- (2) 申請書記載内容 申請書類の記載内容の不備の有無について審査を行う。
- (3) 工事施工能力 建設業者及び共同企業体の工事施工能力の審査については、新潟県建設工事入札参加資格審査規程実施要綱（平成7年5月26日伺定）第2の1（1）及び2（1）の規定を準用する。

(工事の種類)

第3条 発注する工事の種類と建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事の種類との対応関係については、上越市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定要領（平成元年4月1日実施。以下「上越市要領」という。）第3条の規定を準用する。

(指名業者の選定等)

第4条 指名競争入札における指名業者の選定（以下「指名業者の選定」という。）は、組合の入札参加資格を認められた者で発注する工事の種類に応じて法第3条第1項の規定により許可を受けているもののうちから、別表第1に掲げる工事の等級に応じた総合評定値及び別表第2に定める選定の基準により選定する。ただし、次条に規定する指名業者の数の基準を満たすことができないときは、別表第1によらないことができる。

- 2 指名業者の選定は、上越市内又は妙高市内に本社を有する業者を優先する。
- 3 緊急に必要とする工事、特殊な技術、経験及び機械を必要とする工事、極めて軽微な工事その他特別な工事については前2項の規定にかかわらず適当と認められる人及び団体を指名業者として選定することができる。
- 4 関連工事については、当該関連工事を施工した業者を指名することができる。

(指名業者数)

第5条 指名業者の数の基準については、上越市要領第5条の規定を準用する。

(事務取扱い)

第7条 申請書類の受理及び資格審査に関する事務は、総務課において行うものとする。

- 2 規程第5条又は第7条第3項の規定による入札参加資格者名簿は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条の規定に基づき公表する。

附 則

この要領は、平成29年12月7日から実施する。

別表第1（第4条関係）

工事の等級	総合評定値				
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	790点以上（特定建設業許可業者に限る。）	790点以上（特定建設業許可業者に限る。）	1,000点以上（特定建設業許可業者に限る。）	690点以上	710点以上
B	特定建設業許可業者にあつては690点以上790点未満、一般許可業者にあつては690点以上	特定建設業許可業者にあつては700点以上790点未満、一般許可業者にあつては700点以上	特定建設業許可業者にあつては1,000点未満、一般許可業者にあつてはすべての評点	690点未満	710点未満
C	610点以上690点未満	600点以上700点未満			
D	610点未満	600点未満			

備考

この表において「総合評定値」とは、法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。

別表第2（第4条関係）

指名業者選定基準

1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。</p> <p>(1) 上越地域消防事務組合建設工事請負業者指名停止措置要領（平成29年12月7日実施）第2条の規定により準用する上越市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成7年4月1日制定。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 上越地域消防事務組合（以下「組合」という。）の発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから、請負者として不適当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないなど請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、管理者に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる人及び団体として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p> <p>(4) 市民との信頼関係が明らかに損なわれており、請負者として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p>
3 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び市内での工事実績から見て、市内における工事の施工特性に精通し、工事の種類及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか否かについて考慮するものとする。</p>

4 貢献度	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当する人及び団体が施工能力等を有する人及び団体であるときは、指名することができるものとする。</p> <p>(1) 当該工事場所の地権者</p> <p>(2) 当該町内に本社又は営業所等を有する人及び団体</p> <p>(3) 当該建物及び設備のメンテナンス等を行っている人及び団体</p> <p>(4) 上越市又は妙高市の消防団協力事業所表示制度において認定された人及び団体</p>
5 手持工事の状況	<p>組合における手持工事の状況から見て、当該工事を施工する能力があるか否かについて考慮するものとする。</p>
6 当該工事施工の技術的適性	<p>次の事項に該当するか否かを考慮するものとする。</p> <p>(1) 当該工事と同種の工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 発注工事の種類に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(4) 地形、地質等の自然条件、周辺環境条件等が当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p>
7 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止措置要領別表第1に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないものとする。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案して指名するものとする。</p> <p>(3) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(4) 組合の発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生があるなど安全管理の成績が特に不良である場合は、指名の際に考慮するものとする。</p>
8 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払いについて関係行政機関等からの情報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 組合の発注工事について、建設業退職共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、及び証紙購入若しくは貼付が十分か否かを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けているなど労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重するものとする。</p>
9 受注件数の状況	<p>(1) 当該年度における受注件数が無いか、又は比較的少ないことを考慮して指名するものとする。</p> <p>(2) (1)の場合において、当該年度における実績により受注件数を判断することが適当でないと認められるときは、前年度の受注件数を考慮するものとする。</p>